

社会福祉法人新宿区社会福祉協議会会員規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新宿区社会福祉協議会（以下「協議会」という。）定款第33条第3項の規定に基づき、会員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種類)

第2条 協議会の会員は、会費会員及び活動会員とする。

(会費会員)

第3条 会費会員は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員 個人単位で入会した者
- (2) 団体会員 社会福祉関係施設及び団体、ボランティア団体、町会・自治会、商店会、企業等で入会したもの

2 会費会員は、次の会費を納入する。

- (1) 個人会員 1口年額1,000円とし、1口以上とする。
- (2) 団体会員 1口年額1,000円とし、3口以上とする。

3 納入された会費は、過誤納入の場合を除き返還しないものとする。

(活動会員)

第4条 活動会員は、別に定める各事業に協力するため、協議会に協力会員等の登録を行ったものとする。

(入会)

第5条 会費会員は、会費の納入をもって入会とする。

2 活動会員は、協力会員等の登録をもって入会とする。

(退会)

第6条 会員は、次の各号の一に該当したときは、退会したものとする。

- (1) 退会の申出があったとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 会費会員は、当該年度内に会費の納入がないとき
- (4) 活動会員は、活動継続の意思がないと認められるとき
- (5) 協議会の名誉を毀損し、又は協議会の趣旨目的に反する行為があったと、会長が認めたとき

(会員名簿)

第7条 会費会員の名簿は、会費の納入により作成する。

- 2 活動会員の名簿は、協力会員等の登録により作成する。
- 3 前条による退会の場合は、当該年度の会員名簿から削除する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成14年6月28日から施行し、平成14年3月15日から適用する。
(社会福祉法人新宿区社会福祉協議会定款の変更に伴う関係規程の整備に関する規程第2条)

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第2項の会費の額により難い場合においては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。